

堺市公報 第115号	令和2年4月10日発行
<h1>堺市公報</h1>	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<告示>	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の辞退について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の指定について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の辞退について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	7
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在	

地変更について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	9
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の廃止について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	10
○令和2年度の一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率及び介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率について	
【健康福祉局生活福祉部国民健康保険課】	11
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定について	
【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】	12
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定について	
【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】	13
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業の廃止について	
【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】	13
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の廃止について	
【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】	14
○子ども・子育て支援法第58条の11の規定による告示について	
【子ども青少年局子育て支援部幼保推進課】	15
○子ども・子育て支援法第58条の11の規定による告示について	
【子ども青少年局子育て支援部幼保推進課】	16
○子ども・子育て支援法第41条及び第53条の規定による告示について	
【子ども青少年局子育て支援部幼保推進課】	17
<公告>	
○堺市家原大池体育館等の開館（場）時間、休館（場）日及び利用料金について	
【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】	19
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	29
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	29
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	

【西区役所企画総務課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

<上下水道局公告>

○令和2年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域の決定について

【上下水道局サービス推進部給排水設備課】・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

告 示

堺市告示第128号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年4月10日

堺市長 永 藤 英 機

1 診療所

名称	所在地	指定年月日
かわた内科クリニック	堺市東区日置荘西町1-48-15	令和2年3月1日

2 歯科

名称	所在地	指定年月日
渡辺歯科医院	堺市西区鳳西町2-14-6	令和2年3月1日

3 薬局

名称	所在地	指定年月日

あおば薬局	堺市東区日置荘西町1-48-16	令和2年3月1日
阪神調剤薬局堺店	堺市中区東山479-4 牛根ビル101	令和2年2月1日
阪神調剤薬局初芝店	堺市中区大野芝町293-1	令和2年2月1日
薬局マツモトキヨシ大仙店	堺市堺区大仙西町6-184-3 1F	令和2年3月1日
どんぐり薬局高倉台店	堺市南区高倉台4-21-1	令和2年2月1日
どんぐり薬局ながそね店	堺市北区長曾根町3084-21-102	令和2年2月1日
どんぐり薬局なかもず店	堺市北区中百舌鳥町2-8	令和2年2月1日
あおい薬局	堺市北区百舌鳥赤畑町4-250-1 アーバンスカイハイツ1F	令和2年2月1日

堺市告示第129号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年4月10日

堺市長 永藤英機

1 薬局

名称	所在地	廃止年月日
若草薬局	堺市堺区南清水町2-3-11 DCM ダイキ(株)内1階	令和2年3月6日

阪神調剤薬局初芝店	堺市中区大野芝町293-1	令和2年1月31日
阪神調剤薬局堺店	堺市中区東山479-4 牛根ビル101	令和2年1月31日
どんぐり薬局高倉台店	堺市南区高倉台4-21-1	令和2年1月31日
どんぐり薬局ながそね店	堺市北区長曾根町3084-21-102	令和2年1月31日
どんぐり薬局なかもず店	堺市北区中百舌鳥町2-8	令和2年1月31日
あおい薬局	堺市北区百舌鳥赤畑町4-250-1 アーバンスカイハイツ1階	令和2年1月31日

堺市告示第130号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退について届出があったので、生活保護法第55条の3第3号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年4月10日

堺市長 永藤英機

1 診療所

名称	所在地	辞退年月日
奥田皮膚科医院	堺市北区中百舌鳥町5-729-2	令和2年3月31日

2 歯科

名称	所在地	辞退年月日
しのだ歯科医院	堺市堺区三条通2-1	令和2年4月20日

堺市告示第131号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年4月10日

堺市長 永藤英機

事業の種類	事業所名称	所在地	指定年月日
介護予防居宅療養管理指導	まなべ形成美容外科	堺市堺区中瓦町1-1-12	令和元年11月1日
介護予防居宅療養管理指導	幸生堂薬局	堺市堺区浅香山町3-4-28 河喜ビル102号	令和2年3月1日
居宅療養管理指導	幸生堂薬局	堺市堺区浅香山町3-4-28 河喜ビル102号	令和2年3月1日

堺市告示第132号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年4月10日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	事業所名称	所在地	廃止年月日
介護予防居宅療養管理指導	阪神調剤薬局堺店	堺市中区東山479-4 牛根ビル101	令和2年1月31日
居宅療養管理指導	阪神調剤薬局堺店	堺市中区東山479-4 牛根ビル101	令和2年1月31日
介護予防居宅療養管理指導	阪神調剤薬局初芝店	堺市中区大野芝町293-1	令和2年1月31日
居宅療養管理指導	阪神調剤薬局初芝店	堺市中区大野芝町293-1	令和2年1月31日
介護予防居宅療養管理指導	しののめ八千代薬局	堺市北区東雲東町2-1-18	令和元年12月31日
居宅療養管理指導	しののめ八千代薬局	堺市北区東雲東町2-1-18	令和元年12月31日
介護予防居宅療養管理指導	あおい薬局	堺市北区百舌鳥赤畑町4-250-1 アーバンスカイハイツ1F	令和2年1月31日
居宅療養管理指導	あおい薬局	堺市北区百舌鳥赤畑町4-250-1 アーバンスカイハイツ1F	令和2年1月31日
訪問介護	ピアノ在宅介護サービス	堺市東区日置荘西町5-14-40	令和2年3月31日

堺市告示第133号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、

次のとおり指定介護機関の辞退について届出があったので、生活保護法第55条の3第3号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年4月10日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	事業所名称	所在地	辞退年月日
居宅療養管理指導	しのだ歯科医院	堺市堺区三条通2-1	令和2年4月20日

堺市告示第134号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年4月10日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
介護予防訪問看護	ネットワークナース訪問看護ステーション	堺市中区深阪2415-5	堺市中区深阪2-9-2	平成26年11月4日

訪問看護	ネットワーク ナース訪問看護 ステーション	堺市中区深阪2415 - 5	堺市中区深阪 2 - 9 - 2	平成26年11月 4日
居宅介護支援	ゼロワンケア ファミリー	堺市堺区大町西 3 - 2 - 3	堺市堺区戎島町 1 - 55 - 8 - 201	平成28年 4 月 15日
介護予防通所 サービス	アクティブデ イサービス泉 北	堺市中区深井中町 485 - 3	堺市中区東八田40- 1	令和2年2月 1日
地域密着型通 所介護	アクティブデ イサービス泉 北	堺市中区深井中町 485 - 3	堺市中区東八田40- 1	令和2年2月 1日
居宅介護支援	ケアプランゴ ール	堺市北区北長尾町 2 - 1 - 26 第1 新興ビル11号室	堺市北区東雲東町 1 - 6 - 2 市駅ハイ ツ102号	令和2年2月 10日

堺市告示第135号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年4月10日

堺市長 永 藤 英 機

1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
三木 秀輝	みき訪問マッサージ 鍼灸院	堺市北区百舌鳥梅町 3 - 33 - 4 コークイ ーストハイツ302	令和2年3月1日

八木 順子	八木鍼灸院	堺市堺区寺地町東1-2-4	令和2年2月1日
-------	-------	---------------	----------

2 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
三木 秀輝	みき訪問マッサージ 鍼灸院	堺市北区百舌鳥梅町3-33-4 コークイーストハイツ302	令和2年3月1日
八木 順子	八木鍼灸院	堺市堺区寺地町東1-2-4	令和2年2月1日

3 柔道整復

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
谷 嘉人	たに整骨院	堺市東区西野412 登美丘ハイツ1-A	令和2年2月17日
三木 秀輝	みき整骨院	堺市北区百舌鳥梅町3-33-4 コークイーストハイツ302	令和2年3月1日

堺市告示第136号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年4月10日

堺市長 永 藤 英 機

1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
三木 秀輝	みき訪問マッサージ 鍼灸院	堺市中区深井中町1080 -40	令和2年2月29日
小林 紘二	小林整骨院	堺市北区中百舌鳥町6 -1023-1	令和2年1月31日
高松 靖光	三国ヶ丘マッサージ 治療院鳳	堺市西区鳳西町2-1 -10 第1ナカノマン ション101号	令和2年2月29日

2 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
三木 秀輝	みき訪問マッサージ 鍼灸院	堺市中区深井中町1080 -40	令和2年2月29日

3 柔道整復

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
三木 秀輝	みき整骨院	堺市中区深井中町1080 -40	令和2年2月29日

堺市告示第137号

堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号。以下「条例」という。）第11条の5の5第2項及び第11条の9第2項の規定において準用する条例第11条第2項の規定に基づき、令和2年度の一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率及び介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率を次のように決定したので告示する。

令和2年4月10日

堺市長 永藤英機

一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率	
所得割	1000分の28.1 (年 額)
被保険者均等割	8,924円 (年 額)
世帯別平等割	10,147円 (年 額)

介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率	
所得割	1000分の29.4 (年 額)
被保険者均等割	18,801円 (年 額)



堺市告示第138号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和2年4月10日

堺市長 永 藤 英 機

指定障害児通所支援事業者（指定日 令和2年4月1日）

設置者名称	設置者の主たる事務所の所在地又は住所	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業所番号
株式会社コペル	東京都渋谷区 神宮前四丁目 2番17号	放課後等 デイサービス	コペルプラス 堺菩提教室	堺市東区菩提町 1-163-2	2756220162
社会福祉法人徳昇福祉会	堺市東区菩提 町1丁目53番地 1	放課後等デ イサービス	はたけの家ば だい	堺市東区菩提町 2丁目15番地	2756220204

堺市告示第139号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定に基づき、次の事業者を指定障害児相談支援事業者として指定したので、同法第24条の37第1号の規定により告示する。

令和2年4月10日

堺市長 永藤英機

指定障害児相談支援事業者（指定日 令和2年4月1日）

設置者名称	設置者の主たる事務所の所在地又は住所	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業所番号
株式会社Road	堺市北区百舌梅町一丁13番地2	障害児相談支援	ロード	堺市中区土師町五丁12番地27 ベルコート102号	2776100212
一般社団法人オーダーメイドサポート	堺市中区土師町五丁6番6号	障害児相談支援	サポートセンターOMS	堺市中区土師町五丁6番6号	2776100220
株式会社OneBigFamily	堺市中区東山43番地1	障害児相談支援	生活支援事業所uniso;N	堺市中区東山43番地1	2776100238
一般社団法人大阪健康福祉教育協会	大阪府中央区内本町1-2-13	障害児相談支援	さぽーと大阪	堺市中区深井清水町1797番1の10三和ビル2階	2776100246

堺市告示第140号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき指

定した次の事業者について、同法第21条の5の20第4項の規定に基づき、次のとおり指定障害児通所支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により告示する。

令和2年4月10日

堺市長 永 藤 英 機

指定障害児通所支援事業者（廃止日 令和2年3月31日）

設置者名称	設置者の主たる事務所の所在地又は住所	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業所番号
社会福祉法人コスモス	堺市東区野尻町8番地4	放課後等デイサービス	コスモス放課後等デイサービスあとむ	堺市東区野尻町25-1	2756220063
社会福祉法人自立支援協会	堺市中区土師町二丁33番地37号	児童発達支援	放課後クラブふらっと	堺市北区東浅香山町二丁97番14号 リバーサイド浅香パレス102号	2756520074
		放課後等デイサービス			

堺市告示第141号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第24条の32第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害児相談支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第24条の37第2号の規定により告示する。

令和2年4月10日

堺市長 永 藤 英 機

指定障害児相談支援事業者（廃止日 令和2年1月31日）

設置者名称	設置者の主たる事務所の所在地又は住所	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業所番号
株式会社VAGO	堺市北区百舌鳥梅北町4丁223番地	障害児相談支援	ケアバンビ	堺市北区百舌鳥梅北町4丁223番地	2776500072

堺市告示第142号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定に基づき確認を行った子ども・子育て支援施設等について、同法第58条の11第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月10日

堺市長 永藤英機

1 預かり保育事業（在園児を対象）

名称	所在地	設置者	(※)	確認年月日
成和子供園	堺市中区土師町5丁12-32	学校法人 樋口学園	満たす	令和2年4月1日
幼保連携型認定こども園 菩提こども園しらさぎ	堺市東区白鷺町3丁18-8	学校法人 松本学園	満たす	令和2年4月1日
泉北花園こども園	堺市南区原山台1丁8-1	社会福祉法人 信光園	満たす	令和2年4月1日

(※) 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の18第3項を満たしているか否かの別

当該預かり保育事業が、平日8時間（教育時間を含む。）かつ年間（平日・長期休業中・休日の合計）200日以上を予定している場合に、「満たす」となる。

2 一時預かり事業（在園児以外を対象）

名称	所在地	設置者	確認年月日
成和子供園	堺市中区土師町5丁12-32	学校法人 樋口学園	令和2年4月1日
幼保連携型認定こども園 菩提こども園しらさぎ	堺市東区白鷺町3丁18-8	学校法人 松本学園	令和2年4月1日
たんぽぽ保育所 つくの園	堺市西区津久野町3丁31-8	株式会社 たんぽぽ保育所	令和2年4月1日
なかもずグレイス保育園	堺市北区中百舌鳥町2丁88-1 シェリール1階	医療法人 大鶴会	令和2年4月1日

堺市告示第143号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定に基づき同法第30条の11第1項の確認の辞退のあった子ども・子育て支援施設等について、同法第58条の11第2号の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月10日

堺市長 永藤英機

1 幼稚園

名称	所在地	設置者	辞退年月日
太平寺幼稚園	堺市西区太平寺249-1	学校法人 北口学園	令和2年3月31日

2 認可外保育施設

名称	所在地	設置者	辞退年月日
マミーズアイ幼稚園 さかい園	堺市堺区栄橋町2丁2-23 ベルメゾン堺1F	株式会社 ハグウィズ	令和2年3月31日

堺東幼稚園	堺市堺区五月町5-23	学校法人 堺東学園	令和2年3月31日
-------	-------------	-----------	-----------

堺市告示第144号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項及び第29条第1項の規定に基づき確認を行った特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者について、同法第41条第1号及び第53条第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月10日

堺市長 永藤英機

1 幼保連携型認定こども園

名称	所在地	設置者	確認年月日
成和子供園	堺市中区土師町5丁12-32	学校法人 樋口学園	令和2年4月1日
幼保連携型認定こども園 菩提こども園しらさぎ	堺市東区白鷺町3丁18-8	学校法人 松本学園	令和2年4月1日

2 幼稚園型認定こども園

名称	所在地	設置者	確認年月日
幼稚園型認定こども園 太平寺幼稚園	堺市西区太平寺249-1	学校法人 北口学園	令和2年4月1日

3 保育所

名称	所在地	設置者	確認年月日
マミーズアイ幼稚園 さかい園	堺市堺区栄橋町2丁2-23 ベルメゾン堺1F	株式会社 ハグウイズ	令和2年4月1日

4 小規模保育事業

名称	所在地	設置者	確認年月日
えびすみのる保育園	堺市堺区車之町東1丁1-11	株式会社 穰	令和2年4月1日
ぶどうの家保育園	堺市堺区南庄町2丁3-2	阪本織布株式会社	令和2年4月1日
キッズベアー浅香山	堺市堺区浅香山町3丁12-10 ハナタニビル1F	合同会社 キッズベアー	令和2年4月1日
木下の保育園西湊町	堺市堺区西湊町6丁2-8	株式会社 木下の保育	令和2年4月1日
鳳メノール	堺市西区鳳中町8丁286-4	学校法人 鴨谷学園	令和2年4月1日
たんぽぽ保育所つくの園	堺市西区津久野町3丁31-8	株式会社 たんぽぽ保育所	令和2年4月1日
美木多チコス	堺市南区鴨谷台3丁5-1	学校法人 鴨谷学園	令和2年4月1日
晴美台ナーサリー	堺市南区晴美台1丁31-1	学校法人 泉新学園	令和2年4月1日
なかもずグレイス保育園	堺市北区中百舌鳥町2丁88-1 シェリール1階	医療法人 大鶴会	令和2年4月1日
にこにこキッズ長曾根園	堺市北区長曾根町3079-18 ギャラクシーウィル中百舌鳥1F	株式会社 にこにこキッズ	令和2年4月1日
ふくろうの森保育園長曾根園	堺市北区長曾根町3011-1	株式会社 森新	令和2年4月1日
なないろキッズ	堺市北区金岡町3024-2	社会福祉法人 関西福祉会	令和2年4月1日

5 (国家戦略特別区域) 小規模保育事業

名称	所在地	設置者	確認年月日
のぞみ保育園	堺市堺区七道西町10番地	株式会社 エーエスケイ	令和2年4月1日

きらら幼保園	堺市西区上野芝向ヶ丘町4丁24-26	有限会社 幸智福祉社	令和2年4月1日
たあとほいくえん鳳幼児園舎	堺市西区鳳東町4丁360	株式会社 たあとる	令和2年4月1日
特区小規模保育事業 ふくろうの森学園	堺市北区長曾根町3011-1	株式会社 森新	令和2年4月1日

公 告

堺市公告第224号

堺市スポーツ施設条例（昭和59年条例第9号）第19条第2項及び第20条第1項第2号並びに堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第31条第2項及び第32条第1項第2号の規定に基づき、堺市家原大池体育館等の開館（場）時間、休館（場）日及び利用料金を指定管理者が定めたので、堺市スポーツ施設条例第19条第3項（同条例第20条第2項において準用する場合を含む。）及び堺市公園条例第31条第3項（同条例第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告する。

令和2年4月10日

堺市長 永 藤 英 機

1 開館（場）時間

【家原大池体育館】

午前8時から午後9時まで

【みなと堺グリーンひろば】

午前7時から午後6時まで（4月及び9月）

午前7時から午後7時まで（5月から8月まで）

午前9時から午後5時まで（10月から3月まで）

2 休館（場）日

【家原大池体育館】

月に1回程度点検等のための休日及び12月29日から翌年1月4日までの日

【みなと堺グリーンひろば】

12月29日から翌年1月4日までの日及び施設整備日

3-1 家原大池体育館専用(団体)利用料金

(単位:円)

種別	区分		延長	午前	午後1	午後2	夜間	昼間1	昼間2	午後	昼夜間1	昼夜間2	全日		
			1時間	9:00~12:00	13:00~15:00	15:00~17:00	17:30~21:00	9:00~15:00	9:00~17:00	13:00~17:00	13:00~21:00	15:00~21:00	9:00~21:00		
家原大池体育館	大アリーナ	全面	平日	一般	2,700	9,000	7,200	7,200	16,200	16,200	23,400	14,400	30,600	23,400	39,600
				生徒等	1,350	4,500	3,600	3,600	8,100	8,100	11,700	7,200	15,300	11,700	19,800
			休日等	一般	3,240	10,800	8,640	8,640	19,440	19,440	28,080	17,280	36,720	28,080	47,520
				生徒等	1,620	5,400	4,320	4,320	9,720	9,720	14,040	8,640	18,360	14,040	23,760
			冷暖房	一般	3,780	12,600	10,080	10,080	22,680	22,680	32,760	20,160	42,840	32,760	55,440
				生徒等	1,890	6,300	5,040	5,040	11,340	11,340	16,380	10,080	21,420	16,380	27,720
		休日冷暖房	一般	4,320	14,400	11,520	11,520	25,920	25,920	37,440	23,040	48,960	37,440	63,360	
			生徒等	2,160	7,200	5,760	5,760	12,960	12,960	18,720	11,520	24,480	18,720	31,680	
		2/3面	平日	一般	1,800	6,000	4,800	4,800	10,800	10,800	15,600	9,600	20,400	15,600	26,400
				生徒等	900	3,000	2,400	2,400	5,400	5,400	7,800	4,800	10,200	7,800	13,200
			休日等	一般	2,160	7,200	5,760	5,760	12,960	12,960	18,720	11,520	24,480	18,720	31,680
				生徒等	1,080	3,600	2,880	2,880	6,480	6,480	9,360	5,760	12,240	9,360	15,840
	冷暖房		一般	2,520	8,400	6,720	6,720	15,120	15,120	21,840	13,440	28,560	21,840	36,960	
			生徒等	1,260	4,200	3,360	3,360	7,560	7,560	10,920	6,720	14,280	10,920	18,480	
	休日冷暖房	一般	2,880	9,600	7,680	7,680	17,280	17,280	24,960	15,360	32,640	24,960	42,240		
		生徒等	1,440	4,800	3,840	3,840	8,640	8,640	12,480	7,680	16,320	12,480	21,120		
	1/2面	平日	一般	1,350	4,500	3,600	3,600	8,100	8,100	11,700	7,200	15,300	11,700	19,800	
			生徒等	680	2,250	1,800	1,800	4,050	4,050	5,850	3,600	7,650	5,850	9,900	
		休日等	一般	1,620	5,400	4,320	4,320	9,720	9,720	14,040	8,640	18,360	14,040	23,760	
			生徒等	810	2,700	2,160	2,160	4,860	4,860	7,020	4,320	9,180	7,020	11,880	
		冷暖房	一般	1,890	6,300	5,040	5,040	11,340	11,340	16,380	10,080	21,420	16,380	27,720	
			生徒等	950	3,150	2,520	2,520	5,670	5,670	8,190	5,040	10,710	8,190	13,860	
	休日冷暖房	一般	2,160	7,200	5,760	5,760	12,960	12,960	18,720	11,520	24,480	18,720	31,680		
		生徒等	1,080	3,600	2,880	2,880	6,480	6,480	9,360	5,760	12,240	9,360	15,840		
1/3面	平日	一般	900	3,000	2,400	2,400	5,400	5,400	7,800	4,800	10,200	7,800	13,200		
		生徒等	450	1,500	1,200	1,200	2,700	2,700	3,900	2,400	5,100	3,900	6,600		
	休日等	一般	1,080	3,600	2,880	2,880	6,480	6,480	9,360	5,760	12,240	9,360	15,840		
		生徒等	540	1,800	1,440	1,440	3,240	3,240	4,680	2,880	6,120	4,680	7,920		
	冷暖房	一般	1,260	4,200	3,360	3,360	7,560	7,560	10,920	6,720	14,280	10,920	18,480		
		生徒等	630	2,100	1,680	1,680	3,780	3,780	5,460	3,360	7,140	5,460	9,240		
休日冷暖房	一般	1,440	4,800	3,840	3,840	8,640	8,640	12,480	7,680	16,320	12,480	21,120			
	生徒等	720	2,400	1,920	1,920	4,320	4,320	6,240	3,840	8,160	6,240	10,560			
小アリーナ	全面	平日	一般	900	3,000	2,400	2,400	5,400	5,400	7,800	4,800	10,200	7,800	13,200	
			生徒等	450	1,500	1,200	1,200	2,700	2,700	3,900	2,400	5,100	3,900	6,600	
		休日等	一般	1,080	3,600	2,880	2,880	6,480	6,480	9,360	5,760	12,240	9,360	15,840	
			生徒等	540	1,800	1,440	1,440	3,240	3,240	4,680	2,880	6,120	4,680	7,920	
		冷暖房	一般	1,260	4,200	3,360	3,360	7,560	7,560	10,920	6,720	14,280	10,920	18,480	
			生徒等	630	2,100	1,680	1,680	3,780	3,780	5,460	3,360	7,140	5,460	9,240	
	休日冷暖房	一般	1,440	4,800	3,840	3,840	8,640	8,640	12,480	7,680	16,320	12,480	21,120		
		生徒等	720	2,400	1,920	1,920	4,320	4,320	6,240	3,840	8,160	6,240	10,560		
	1/2面	平日	一般	450	1,500	1,200	1,200	2,700	2,700	3,900	2,400	5,100	3,900	6,600	
			生徒等	230	750	600	600	1,350	1,350	1,950	1,200	2,550	1,950	3,300	
		休日等	一般	540	1,800	1,440	1,440	3,240	3,240	4,680	2,880	6,120	4,680	7,920	
			生徒等	270	900	720	720	1,620	1,620	2,340	1,440	3,060	2,340	3,960	
冷暖房		一般	630	2,100	1,680	1,680	3,780	3,780	5,460	3,360	7,140	5,460	9,240		
		生徒等	320	1,050	840	840	1,890	1,890	2,730	1,680	3,570	2,730	4,620		
休日冷暖房	一般	720	2,400	1,920	1,920	4,320	4,320	6,240	3,840	8,160	6,240	10,560			
	生徒等	360	1,200	960	960	2,160	2,160	3,120	1,920	4,080	3,120	5,280			

研修室	平日		550	1,800	1,500	1,500	3,600	3,300	4,800	3,000	6,600	5,100	8,400
	休日等		660	2,160	1,800	1,800	4,320	3,960	5,760	3,600	7,920	6,120	10,080
	冷暖房		770	2,520	2,100	2,100	5,040	4,620	6,720	4,200	9,240	7,140	11,760
	休日冷暖房		880	2,880	2,400	2,400	5,760	5,280	7,680	4,800	10,560	8,160	13,440
トレーニング室	平日	一般	370	1,200	1,000	1,000	2,800	2,200	3,200	2,000	4,800	3,800	6,000
		生徒等	190	600	500	500	1,400	1,100	1,600	1,000	2,400	1,900	3,000
	休日等	一般	440	1,440	1,200	1,200	3,360	2,640	3,840	2,400	5,760	4,560	7,200
		生徒等	220	720	600	600	1,680	1,320	1,920	1,200	2,880	2,280	3,600
	冷暖房	一般	520	1,680	1,400	1,400	3,920	3,080	4,480	2,800	6,720	5,320	8,400
		生徒等	260	840	700	700	1,960	1,540	2,240	1,400	3,360	2,660	4,200
	休日冷暖房	一般	590	1,920	1,600	1,600	4,480	3,520	5,120	3,200	7,680	6,080	9,600
		生徒等	300	960	800	800	2,240	1,760	2,560	1,600	3,840	3,040	4,800

備考

- (1) この表において「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。
- (2) アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収するときは、当該使用区分に係る金額（以下この項において「基本料金」という。）の2倍の額を徴収する。
- (3) アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の7倍、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。
- (4) この表において「生徒等」とは、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
 ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合
 イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
 ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が、学校教育活動において使用する場合
- (5) 冷暖房の実施期間中は、基本料金の4割の額（休日等の使用にあつては、当該使用施設の平日の使用区分において対応する時間帯における使用区分に係る金額の4割の額）を加算する。
- (6) 特別に電気その他を使用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。
- (7) 許可を得て、別表第1に規定する使用時間（以下「開館時間」という。）を超過し、又は繰り上げて使用するとき、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、この表の定める延長料金（第2号または第3号の規定を適用する場合にあつては当該各号に定める倍率を延長料金に乗じた額、前2号の規定を適用する場合にあつては当該各号に定める加算額を延長料金に加算した額とする。）を徴収する。許可を得て、当該使用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて使用するときも、同様とする。

3-2 家原大池体育館共用(個人)利用料金

(単位 円)

種別	区分	利用料金	
		一般	生徒等・高齢者・障害者
家原大池体育館(トレーニング室を除く。)	1人1種目1回	220	110

備考

- (1) この表において「1回」とは、指定管理者が別に定める時間帯をいう。
- (2) この表において「高齢者」とは、60歳以上の者をいう。
- (3) この表において「生徒等」とは使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものが専ら使用する場合
 - イ 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
 - ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学するものが、学校教育活動において使用する場合
- (4) この表において「障害者」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。
- (5) 障害者が利用する場合の介護者については原則1人まで無料とする。

3-3 家原大池体育館附属設備等利用料金

(単位 円)

種類	単位		利用料金
マイクロホン	1本	1回	500
ワイヤレスマイク	1本	1回	500
CDラジオカセット	1台	1回	500
放送室設備	1式	1日	3,000
バレーボール用線審旗	1組	1回	50
長机	1脚	1回	50
補助椅子	1脚	1回	20
防球ネット	1枚	1回	30
ウレタンマット(厚)	1枚	1回	500
ウレタンマット(薄)	1枚	1回	200
バドミントン器具	1組	1回	100
綱引き	1式	1回	2,000
ソフトバレーボール	1式	1回	100
インディアカ	1式	1回	100
スポーツタイマー	1組	1回	500
卓球台	1台	1回	100
ストップウォッチ	1個	1回	100
トランポリン	1台	1回	500
レクリエーション器具	1式	1回	2,000
審判台(バレーボール用)	1台	1回	200
審判台	1台	1回	100
得点板	1台	1回	100
卓球用得点板	1台	1回	50
電光得点表示板	1式	1回	1,000
ファウル表示器	1式	1回	500
移動ステージ	1台	1回	1,000
演台	1台	1回	500
コインロッカー	1箇所		100

備考

- (1) 長机5脚まで、補助椅子20脚までは、利用料金を徴収しない。
- (2) この表において「1回」とは、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後5時まで)又は夜間(午後5時30分から午後9時まで)のそれぞれの区分をいう。ただし、午後1(午後1時から午後3時まで)及び午後2(午後3時から午後5時まで)の利用についても、それぞれ「1回」とする。
- (3) レクリエーション器具は、器具ごとに利用料金を徴収することができる。
(3-4の表を参照)

3-4 家原大池体育館附属設備等利用料金（レクリエーション器具詳細）

（単位 円）

種類	単位		利用料金
白の単マット	1式	1回	150
平均台	1式	1回	150
跳び箱（子ども用）	1式	1回	150
跳び箱（大人用）	1式	1回	150
フープ	1式	1回	150
カラーロープ	1式	1回	150
カラーコーン	1式	1回	150
ストレッチマット	1式	1回	150
トンネル	1式	1回	150
バルーン	1式	1回	150
玉入れ	1式	1回	150
大縄	1式	1回	150
カラー体操棒	1式	1回	150
ケンステップ	1式	1回	150
鉄棒	1式	1回	150
ポートボール台	1式	1回	150
ジョイントレール	1式	1回	150
ボール関係	1式	1回	150
鏡	1式	1回	150
セット一式	1式	1回	2,000

備考 この表において「1回」とは、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）又は夜間（午後5時30分から午後9時まで）のそれぞれの区分をいう。

ただし、午後1（午後1時から午後3時まで）及び午後2（午後3時から午後5時まで）の利用についても、それぞれ「1回」とする。

3-5 家原大池体育館附属設備等利用料金(セットで使用する場合)

(単位 円)

種類	単位		利用料金	内容
バスケットボール器具	練習用	1式 1回	500	ゴール1組、得点板1台
	試合用	1式 1回	1,000	ゴール1組、得点板1台、オフィシャル1式、ストップウォッチ2個
バレーボール器具	練習用	1式 1回	300	ボール・ネット1組、得点板1台
	試合用	1式 1回	500	ボール・ネット1組、得点板1台、線審旗1組、審判台1台、アンテナセット1組
バドミントン器具	練習用	1式 1回	100	ボール・ネット1組
	試合用	1式 1回	200	ボール・ネット1組、審判台1台、得点板1台、線審用椅子2台
卓球器具	練習用	1式 1回	100	卓球台・ネット1組、スクリーン4枚
	試合用	1式 1回	200	卓球台・ネット1組、得点板1台、スクリーン6枚
軟式庭球器具	1式 1回	300	ボール・ネット1組、審判台1台	
硬式庭球器具	1式 1回	500	ボール・ネット1組、審判台1台	
ハンドボール器具	1式 1回	500	ゴール1組、得点板1台	

備考 この表において「1回」とは、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）又は夜間（午後5時30分から午後9時まで）のそれぞれの区分をいう。ただし、午後1（午後1時から午後3時まで）及び午後2（午後3時から午後5時まで）の利用についても、それぞれ「1回」とする。

3-6 家原大池体育館トレーニング室利用料金 (単位 円)

利用区分	単位	利用料金
全日定期利用	1人1月	月額 4,500
平日定期利用	1人1月	月額 4,000
一時利用	1人1回(2時間)	1,000

備考

- (1) この表において「全日定期利用」とは、休日等にも使用することができる定期利用をいう。
- (2) この表において「平日定期利用」とは、休日等を除く平日のみ使用することができる定期利用をいう。
- (3) 全日定期利用において、満60歳以上の者が使用する場合には、この表にかかわらず、利用料金を月額4,000円とする。
- (4) 障害者が利用する場合の介護者については原則1人まで無料とする。

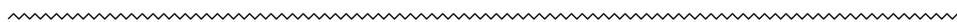
3-7 みなと堺グリーンひろば利用料金

(単位 円)

区分			利用料金							
			7:00～9:00	9:00～11:00	11:00～13:00	13:00～15:00	15:00～17:00	17:00～18:00	17:00～19:00	
運動ひろば野球場 芝生ひろば運動場	1面	平日	一般	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	500	1,000
		生徒等	500	500	500	500	500	250	500	
	休日等	一般	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	1,000	2,000	
		生徒等	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	500	1,000	
硬式野球場	1面	全日	一般	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	2,000	4,000
			生徒等	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	1,000	2,000

備考

- (1) この表において「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日という。
- (2) この表において「生徒等」とは、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合
 - イ 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
 - ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が、学校教育活動において使用する場合
- (3) 利用料金の17:00～18:00の利用区分については4月及び9月における利用に限り適用する。
- (4) 許可を得て、規則で定めた開場時間を経過し、又は繰り上げて利用するときは、当該超過し、又は繰り上げて利用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき当該利用区分に係る金額の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。



堺市公告第225号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年4月10日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市北区南花田町125番1、125番12、125番13及び125番16から125番23まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市城東区中央三丁目10番20号

株式会社 ロータリー企画

代表取締役 向井 達義



堺市公告第226号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年4月10日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市南区榎1番1、2番3、25番3、26番3、27番、115番、117番1、1154番2及び1155番1並びに豊田1189番2及び3465番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市南区大庭寺778番地9

医療法人計行会

理事長 高橋 計行

~~~~~

堺市公告第227号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年4月10日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
西区役所清掃等業務 1式
  
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市西区鳳東町6丁600番地  
西区役所企画総務課
  
- 3 落札者を決定した日  
令和2年3月9日
  
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社アカツキ  
代表取締役 山形 喜久  
堺市東区日置荘西町3丁5番2号
  
- 5 落札金額  
¥13,728,000－（年額。消費税及び地方消費税を含む。）
  
- 6 契約の相手方を決定した手続  
総合評価一般競争入札
  
- 7 一般競争入札の公告を行った日

令和元年12月25日

## 上下水道局公告

堺市上下水道局公告第55号

堺市都市計画下水道事業受益者負担金条例（昭和63年条例第25号）第8条第1項の規定に基づき、令和2年度の下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

その関係図面は、令和2年4月10日から令和2年4月16日までの間、堺市上下水道局サービス推進部給排水設備課水洗化促進係において一般の縦覧に供する。

令和2年4月10日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

|             |     |                                                                           |
|-------------|-----|---------------------------------------------------------------------------|
| 中 央 負 担 区   | 中 区 | 深阪6丁の一部                                                                   |
|             | 東 区 | 大美野及び丈六の各一部                                                               |
|             | 南 区 | 深阪南の一部                                                                    |
| 中 央 B 負 担 区 | 中 区 | 東山、陶器北、土塔町、福田、平井、深井畑山町、辻之、伏尾、檜葉、田園、上之及び見野山の各一部                            |
|             | 東 区 | 石原町2丁から4丁まで、八下町1丁及び3丁、菩提町2丁、日置荘西町6丁、日置荘田中町、関茶屋、日置荘原寺町、草尾並びに北野田の各一部        |
|             | 西 区 | 山田3丁及び4丁、菱木3丁及び4丁、太平寺並びに草部の各一部                                            |
|             | 南 区 | 逆瀬川、釜室、畑、高尾、高尾2丁、和田、小代、大庭寺、稲葉1丁から3丁まで、野々井、豊田、三木閉、梅、片蔵、檜尾、泉田中、美木多上及び岩室の各一部 |
|             | 北 区 | 南花田町、中村町及び野遠町の各一部                                                         |

---

|            |     |                                         |
|------------|-----|-----------------------------------------|
| 浜寺堀上緑負担区   | 西 区 | 浜寺諏訪森町東3丁の一部                            |
| 美原第6負担区    | 美原区 | 大饗、小平尾、平尾及び丹上の各一部                       |
| 美原第7負担区    | 美原区 | 小寺、大饗、今井、大保、黒山、太井、南余部、菅生、丹上、真福寺及び平尾の各一部 |
| 西除川左岸第2負担区 | 美原区 | 南余部の一部                                  |
| 西除川右岸第1負担区 | 美原区 | 黒山の一部                                   |
| 西除川右岸第2負担区 | 美原区 | 多治井の一部                                  |